

就学援助制度(新入学児童・生徒学用品費)のお知らせ

就学援助制度は、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。

就学援助制度には「学用品費」や「給食費」等、複数の支給項目がありますが、**今回の申請(12月)は、入学準備時期に必要となる「新入学児童・生徒学用品費」のみの申請です。**

その他の支給項目については、別途、新たな受給申請(4月)をする必要がありますので、令和5年4月に学校からお子様を通じてご案内します。

● 補助対象となる方 【(1)と(2)の両方に該当する方が対象です。】

- (1) 世帯(同居家族)全員の収入額の合計または所得額の合計が下記の認定基準額以下(給与収入と給与収入以外の所得の両方がある場合は、それぞれの基準額に対する割合の合計が100%以下)の方
- (2) 令和5年4月より守口市在住で就学予定のお子様をお持ちの方

令和4年度就学援助費認定基準額		
世帯人数	(A) 給与所得者(会社員等) (給与収入総額)	(B) (A)以外の所得者(自営業等) (所得総額)
2人	2,917,296円	1,857,600円
3人	3,849,494円	2,520,000円
4人	4,470,513円	3,038,400円
5人	4,881,574円	3,352,000円
6人	5,189,532円	3,595,200円
7人	5,476,685円	3,828,800円
8人	5,872,039円	4,139,200円
9人以上	以降1人増す毎に 307,375円を加算	以降1人増す毎に 243,200円を加算

● 援助内容

支給項目	支給額
入学準備金	54,060円

※ 3月下旬に振込を行う予定です。

● 申請手続き

申請期間	令和4年12月1日(木)~12月23日(金) (土・日曜・祝日を除く) 午前9時~午後5時30分
持ち物	振込を希望する保護者名義の通帳等
受付場所	守口市役所6階 学校教育課(守口市京阪本通2丁目5番5号) ※ 学校では受付けておりません。
申請方法	令和4年度就学援助費(入学準備金)受給申請書に記入のうえ提出してください。 ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送でも構いません。
その他	・ 世帯全員の令和3年中収入額・所得額がわかるように必ず市・府民税の申告を済ませておいてください。 ・ 令和4年1月2日以降、本市に転入された場合、所得証明等を提出してください。

● その他

※ 生活保護法の教育扶助を受けている場合は、対象外です。

入学準備金以外の支給項目(学用品・給食費等)の受給には、別途、新たな受給申請(令和5年4月)をする必要があります。

(問い合わせ先) 〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市教育委員会 学校教育課 ☎ 6995-3155(直通)